

習志野市職員採用試験

受 験 案 内

習志野市では平成29年4月採用
正職員を募集しています。

第1次試験日
平成29年1月15日(日)



習志野市を空からのぞむ

習志野市が求める人材

チャレンジ精神

未来を創造し
挑戦する職員

市民感覚

市民の立場に立って
行動する職員

経営感覚

経営感覚を持ち
行政運営を行う職員

1 試験職種、採用予定者数、受験資格、職務内容

<表をご覧になる際の注意事項>

- 1 受験申込みは、下記試験職種のいずれか一つに限ります。また、応募後の試験職種の変更はできません。
- 2 受験申込書の受験学歴は、最終(最高)学校の学歴により区分します。最終(最高)学歴以外での受験はできません。
- 3 日本国籍を有する者が受験できます。
- 4 次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - ・地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に定める欠格条項に該当する者
 - ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 習志野市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 保育士・幼稚園教諭の受験者については、教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号、第11条第1項から第3項までの規定により、免許状が失効し、又は、免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 5 応募書類は、合否にかかわらず返却できません。
- 6 採用予定者数については、今後の事業計画等により変更することがあります。

(1)一般採用試験

試験職種	採用予定者数	受験資格	職務内容
土木技術職	数名	<p>(大学卒業程度)</p> <p>昭和59年4月2日以降に生まれた者で、法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業したもの又は平成29年3月末日までに卒業見込みのもの</p> <p>(短大卒業程度)</p> <p>昭和59年4月2日以降に生まれた者(上記大学卒業程度に該当する者を除く。)で、法に基づく短期大学を卒業したもの及び短期大学卒業と同等であると市長が認めたもの(※1)又は平成29年3月末日までに卒業見込みのもの</p> <p>(高校卒業程度)</p> <p>平成4年4月2日以降に生まれた者(大学卒業程度・短大卒業程度に該当する者を除く。)で、法に基づく高等学校の土木科、園芸科又は土木専攻課程を卒業したもの又は平成29年3月末日までに卒業見込みのもの</p>	<p>市長事務局等で街路、道路、下水道等の計画、設計、施工、維持管理等、土木関係の専門的業務に従事します。</p>
建築技術職	数名	<p>(大学卒業程度)</p> <p>昭和59年4月2日以降に生まれた者で、法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業したもの又は平成29年3月末日までに卒業見込みのもの</p> <p>(短大卒業程度)</p> <p>昭和59年4月2日以降に生まれた者(上記大学卒業程度に該当する者を除く。)で、法に基づく短期大学を卒業したもの及び短期大学卒業と同等であると市長が認めたもの(※1)又は平成29年3月末日までに卒業見込みのもの</p> <p>(高校卒業程度)</p> <p>平成4年4月2日以降に生まれた者(大学卒業程度・短大卒業程度に該当する者を除く。)で、法に基づく高等学校の建築科又は建築専攻課程を卒業したもの又は平成29年3月末日までに卒業見込みのもの</p>	<p>市長事務局等で建築物の許可、審査、検査や、公共建築物の計画、設計、施工、維持管理等、建築関係の専門的業務に従事します。</p>

試験職種	採用予定者数	受験資格	職務内容
保育士・幼稚園教諭	数名	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、保育士の資格及び幼稚園教諭の免許の両方を有するもの又は平成29年3月末日までに当該資格・免許を取得する見込みのもの	保育所、幼稚園、こども園等において、保育士及び幼稚園教諭等としての専門的業務に従事します。

※1 短期大学卒業と同等であると市長が認めたものとは、学校教育法に基づく高等専門学校又は高等学校(3年制)卒業を入学資格とする修業年限2年以上の法に基づく専修学校等を卒業した者及び法に基づく大学(短期大学を除く。)の学生として2年以上在学し62単位以上を修得した者をいいます。

(2)民間企業等職務経験者採用試験

試験職種	採用予定者数	受験資格	職務内容
事務職	数名	昭和32年4月2日以降に生まれた者で、民間企業等における職務経験(※2)が平成28年12月1日現在で5年以上あるもの	市長事務局、教育委員会、各行政委員会事務局、企業局等(以下「市長事務局等」という。)で戸籍、税金、年金、環境、経済、福祉、教育等の市民サービスに関わる業務の他、企画、総務、財政等の組織の運営に関わる業務等、一般行政事務に従事します。
土木技術職	数名	昭和32年4月2日以降に生まれた者で、民間企業等における土木(設計・施行管理)関係の職務経験(※2)が平成28年12月1日現在で5年以上あるもの	市長事務局等で街路、道路、下水道等の計画、設計、施工、維持管理等、土木関係の専門的業務に従事します。
建築技術職	数名	昭和32年4月2日以降に生まれた者で、民間企業等における建築(設計・施行管理)関係の職務経験(※2)が平成28年12月1日現在で5年以上あるもの	市長事務局等で建築物の許可、審査、検査や、公共建築物の計画、設計、施工、維持管理等、建築関係の専門的業務に従事します。
ガス・水道技術職	数名	昭和32年4月2日以降に生まれた者で、ガス・水道関係の民間企業等での職務経験(※2)が平成28年12月1日現在で5年以上あるもの	企業局でガス・水道設備の計画、設計、施工、維持管理等の専門的業務に従事します。

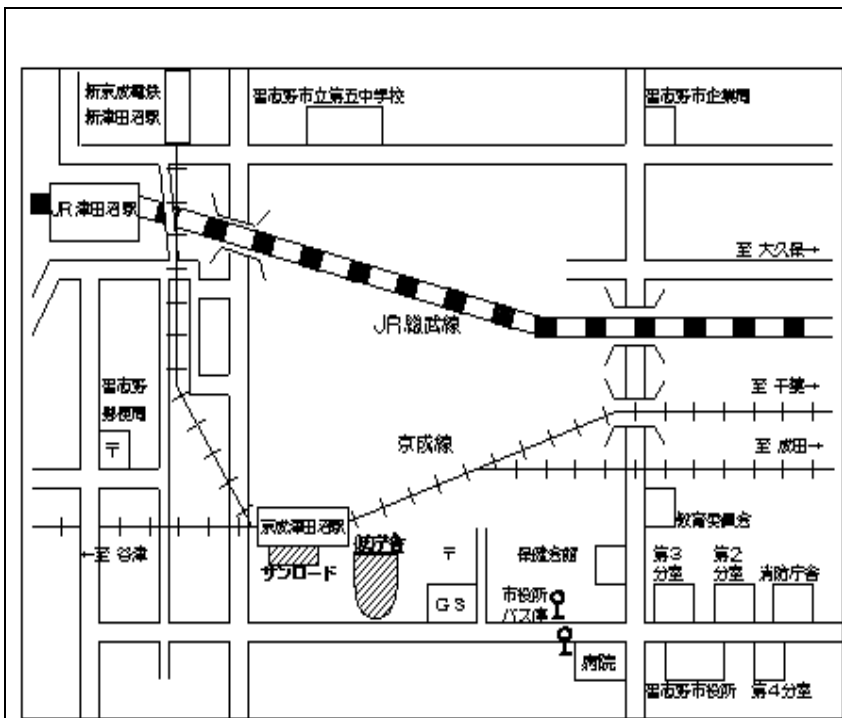
※2 民間企業等の職務経験とは、民間企業の社員、団体職員等として常勤で1年以上継続して就業していた期間が該当し、職務経験が複数ある場合は通算ができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。なお、最終合格発表後、職務経験内容等の確認のため、職歴を証明するための書類(職歴証明書等)が必要です。職歴証明書を提出できない場合は合格を取り消します。

2 試験日、場所、試験科目等

(1) 第1次試験

試験日 平成29年1月15日(日) 試験開始 午前8時45分
 (受付 8時00分～8時30分)

場 所 習志野市役所仮庁舎 または サンロードビル
 または 習志野市立第四中学校



習志野市役所仮庁舎

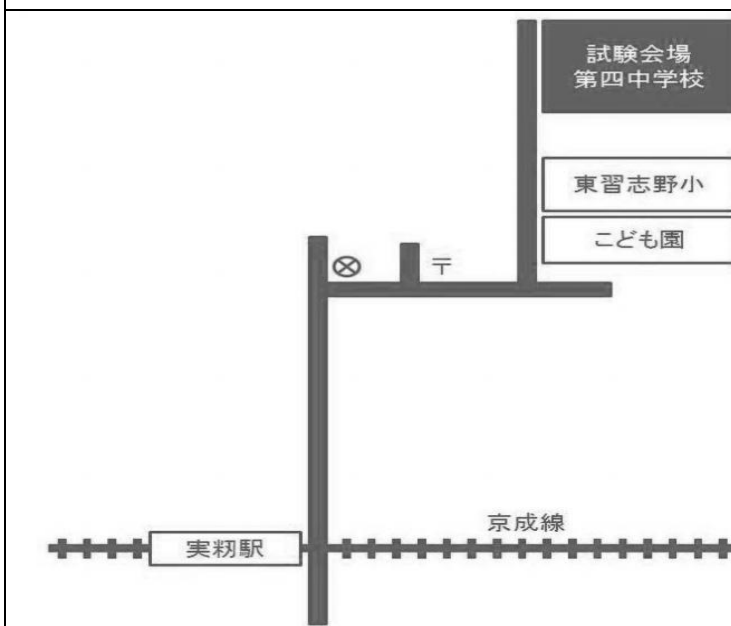
習志野市津田沼5-12-4

サンロードビル

習志野市津田沼5-12-1
2

(最寄り駅)

京成本線京成津田沼駅
(南口)



習志野市立第四中学校

習志野市東習志野3-4-3

(最寄り駅)

京成本線実籾駅から
徒歩約15分

・試験会場について

- 試験会場は申込状況に応じて受験票発送の際にお知らせします。試験会場の指定はできません。
- 試験会場への来場には、公共の交通機関をご利用ください。
- 試験会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。
- 試験会場(習志野市立第四中学校のみ)は土足厳禁となりますので、必ず上履とビニール袋(下足用)を持参してください。

・試験科目

試験職種	方法等	
民間企業等職務経験者を除く全職種	教養試験	最終(最高)学校の学歴区分に応じた、公務員としての必要な一般教養についての筆記試験(択一式)
民間企業等職務経験者	社会人基礎試験	公務員としての必要な基礎的な知的能力(言語的な能力、論理的な思考力)及び適応性についての筆記試験(択一式)
全職種	作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力、思考力その他の能力についての筆記試験(記述式)
土木技術職、建築技術職、保育士・幼稚園教諭、民間企業等職務経験者(土木技術職、建築技術職)	専門試験	専門的な知識、能力等についての筆記試験(択一式)
保育士・幼稚園教諭以外の全職種	適性検査	職務適性等についての検査
民間企業等職務経験者	書類試験	申込時に提出の「採用志望票」を評価

・合格発表 平成29年1月下旬

市庁舎の掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には文書により本人へ通知します。
(合格者の受験番号は習志野市ホームページにも掲載します。)

・過去の作文試験問題(3年分)

試験実施年度	試験職種	作文テーマ
平成25年度 (平成25年10月採用)	全職種	努力することの大切さについて、今までの経験をふまえ述べなさい
平成25年度 (平成26年4月採用)	全職種	「住みたいまち」に選ばれるために必要な条件は何か
平成26年度 (平成27年4月採用)	土木、建築、電気、機械技術職、障がい者大卒程度	「あなたが考える「働くことの意味」について述べなさい。」
	上記職種を除く全職種	「あなたが考える習志野市のまちづくりについて述べなさい。」
平成27年度 (平成27年10月採用)	全職種	「あなたが習志野市長になったらしたいことについて述べなさい。」
平成27年度 (平成28年4月採用)	全職種	「あなたの長所や特技を習志野市役所がかかえる問題にどう生かせると思うか述べなさい。」
平成28年度 (平成29年4月採用)	全職種	「習志野市は目指すべき職員像の一つとして「未来を創造し挑戦する職員」を掲げていますが、あなたのこれまでの行動で当てはまる事柄を含めて自己PRして下さい。」

(2)第2次試験

第2次試験は、第1次試験合格者に対してのみ行います。詳しくは合格者に通知します。

- ・試験日 平成28年2月上旬～中旬
- ・試験会場 習志野市役所仮庁舎等
- ・試験科目

受験職種	方法等
保育士・幼稚園教諭を除く全職種	適性検査及び面接試験
保育士・幼稚園教諭	実技試験(ピアノ及び歌唱力等を予定。)及び適性検査並びに面接試験

- ・合格発表 平成29年2月上旬～中旬

市庁舎の掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合否にかかわらず文書により通知します。

(合格者の受験番号は習志野市ホームページにも掲載します。)

(3)最終試験

最終試験は、第2次試験合格者に対してのみ行います。詳しくは合格者に通知します。

- ・試験日 平成28年2月中旬～2月下旬
- ・試験会場 習志野市役所仮庁舎等
- ・試験科目 面接試験及び受験資格等の調査
- ・合格発表 平成28年2月下旬

市庁舎の掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合否にかかわらず文書により通知します。

(合格者の受験番号は習志野市ホームページにも掲載します。)

(4)試験結果の開示

この採用試験の結果等については、口頭による開示を請求できます。

原則として、受験者本人が受験票及び本人確認のできる書類を持参のうえ、直接お越しください。

なお、開示方法は閲覧に限ります。

試験区分	請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	科目別得点 及び総合順位	合格発表日から 1か月間	習志野市役所 総務部 人事課
第2次試験	第2次試験不合格者	得点及び総合順位	合格発表日から 1か月間	習志野市役所 総務部 人事課
最終試験	最終試験不合格者	得点及び総合順位	合格発表日から 1か月間	習志野市役所 総務部 人事課

3 受験申込みの手続

(1)申込方法

以下の2つのいずれかの方法で、受付期間内に申込書類を提出してください。

① 郵送の場合

【受付期間】平成28年12月6日(火)から平成29年1月4日(水)まで(当日必着)

【送付先】〒275-8601 習志野市鷺沼1-1-1 習志野市総務部人事課

※ 封筒の表に「受験申込」と朱書きし、必ず「簡易書留」により郵送してください。

② 持参の場合

【受付日】平成29年1月4日(水)のみ 午前9時から午後4時まで

【受付場所】習志野市役所(市役所仮庁舎4階総務部人事課)

(2)提出書類

以下の3点を用意し、郵送、持参いずれの場合にも角形2号(332mm×240mm)の大きさの封筒に入れて提出してください。

(提出書類に不備がある場合は、申込みを受け付けできない場合があります。)

① 受験申込書(A4:297mm×210mm)

※ 受験職種に該当するものを使用してください。

民間企業等職務経験者採用を受験する者については、採用志望票(A4:297mm×210mm)を必ず添付してください。

② 受験票(A4:297mm×210mm)(受験職種、氏名を必ず記入してください。)

③ 82円切手を貼った返信用封筒(長形3号:120mm×235mm)

(受験票が3つ折りで入る大きさのもの。受験票の送付先を明記してください。)

※ 受験申込書及び受験票には必ず同じ写真を貼ってください。

写真は申込み時の6か月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向き、たて4cm、よこ3cmのものを使用してください。(はっきり本人と確認できるものに限りです。)

家庭用等のカラープリンタで印刷した写真は使用しないでください。

受験申込書及び受験票は、習志野市ホームページからダウンロードしたものを使用することができます。

(3) 受験票の交付

受験票は、平成29年1月10日(火)までに到着するよう、お送りする予定です。

到着予定日までに届かない場合は、習志野市総務部人事課までお問合せください。

試験当日に受験票を持参しなかった場合には、受験することができません。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、合格者名簿に登載され、平成29年4月1日の採用を予定しています。ただし、欠員の状況に応じて平成29年4月1日より前に採用される場合もあります。

(2) 受験資格がないこと又は受験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

(3) 卒業見込みで受験された最終合格者については、卒業しなければ採用しません。

(4) 免許又は資格を取得する見込みで受験した、保育士・幼稚園教諭の最終合格者及び補欠合格者については、当該免許又は資格を平成29年3月末日までに取得しなければ採用しません。

5 給与・勤務時間等(平成28年4月1日現在)

(1) 給与

初任給(地域手当を含む)の一例としては、以下のとおりとなります。

区分	大学卒	短大卒	高校卒
事務職	207,129円	184,416円	168,370円

※ 職務経験を有する者には、上記金額に一定の基準で算出した金額が加算されます。

(民間企業等職務経験者採用の初任給の一例:経験年数10年の場合 283,404円)

このほかに、通勤手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当(賞与)等が支給要件に応じて支給されます。これらの給与の額は、改定されることがあります。

(2) 勤務時間

原則として午前8時30分～午後5時15分(完全週休二日制)。

ただし、職種又は勤務場所により異なります。

(3) 休暇等

年次有給休暇、結婚、忌引、出産等の休暇のほかに育児休業制度などがあります。

問い合わせ先 習志野市役所 総務部 人事課

〒275-8601 習志野市鷺沼1-1-1

047-451-1151(内線247~249、347)